

令和4年5月25日

第5回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第5回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積設定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第52条に基づく農地の賃借情報の提供について

召集年月日		令和4年5月25日			召 集 場 所		市民プラザかぞ 多目的ホール		
開会の日時		午後2時00分			閉会の日時		午後4時27分		
会 長		小 倉 和 夫			職 務 代 理		柳 田 浩		
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 駒 宮 敏 之					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 藤 間 みゆき					
				主 幹 新 井 昌 典					
				主 幹 関 田 毅					
				主 査 大 熊 健太郎					

開会 午後 2時00分

○局長（駒宮敏之君） 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和4年第5回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、柳田職務代理より開会の挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

田植えのほうも終わった方も、また、まだこれからという方もいらっしゃると思いますが、お疲れの中、大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、これより令和4年第5回加須市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

今年の天候につきましては、何かもうあまり風も吹かないとか、天候も本当に順調でして、仕事のほうが皆さん方も進んでいるかと思えます。コロナの状況が幾らか下火になったというか、そういう状況ですけれども、相変わらず、先月から比較してもまだ半分ぐらいは減っていないかなという気もします。いろんな社会状況に影響を及ぼすコロナですけれども、それとともに今ヨーロッパではウクライナにロシアが侵攻いたしまして、そのあおりを受けまして、世界の食料が危機に陥っているというような状況でありまして、非常に憂慮するとい

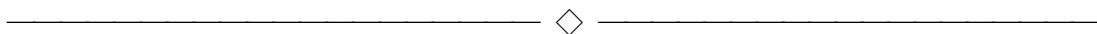
うか、そういう状況だと思います。日本におきましても、肥料代、燃料代、そのほか生産資材の価格が高騰しているということで、場合によっては離農するような状況が懸念されております。

世の中、ここのところ毎日テレビで誤送金問題ですか、そういった意味で4,600万円がどこから行ってどこへ戻ってきたのかなんていう、そんなうわさ話が非常に多いわけでございまして、社会一般の人が守らなくちゃいけない秩序が幾らかゆがんでいるかなという気がする昨今でございます。

テレビで連日、車にはドライブレコーダーがついているのに、危険運転、あおり運転、相変わらずあります。また、車庫に入っている車にいたずらしたり、車を盗んだり、我々が公序良俗というか、そういったもので計り知れない、昔はそういうことなかったなという気もするんですけども、ごく一部の人はやっぱり生活の鬱憤を晴らすためにそういったことをするような世の中にあるということが、非常に憂えるわけでございます。農機具等も非常に高いわけでございまして、皆さん方にもくれぐれも農機具を持っていられないように、厳重なる管理をしていただきたいと思います。

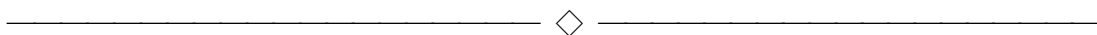
また、日頃だんだん暖かくなりますと、熱中症だとかいろんな意味で体にはきつい季節になってまいります。健康に留意して、農作業と、またいろんな行事にも積極的に参加してもらえますと切にお願い申し上げ、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶といたします。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員の総数15人のうち全員、15名の委員にご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

11番 柳 田 浩 委員

13番 早 川 初 男 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

5月20日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

まず、現地ですけれども、この と は田植えが終わって一段落したような状

態でした。

譲渡人の さんのお宅へ行ったんですけれども、あいにく留守だったため、譲受人の
さんにちょっと電話で聞いてみたところ、10年ちょっと前から頼まれてお米を作ってい
たんですけれども、今回ちょっと買い取ってほしいということで話があったということでした。

後日、5月22日、私の自宅から近くなものですから、自宅をお伺いして、 さんご本人からお話を聞いたところ、もともと実家が南小浜ということで、弟さんが相続で農地を譲り受けたんですけれども、何年か前に亡くなったそうで、自分の名義に変わったんですけれども、ここは青青の農地でパイプラインが来ていますので、それなりに経費がどうしてもかかってしまいますので、このまま自分の名義でずっと維持していても、これ開発の許可の見込みもありませんし、この際だからちょっと声をかけたら買ってもいいよということで話がまとまったということでございました。許可相当と判断してまいりました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本県について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の元和豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は近隣地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

5月21日に推進委員の落合さんと2人で、現地で譲渡人の さんの旦那さんと
譲受人の さんに会って、11か所を巡り、いろいろお話を伺ってまいりました。

田んぼはしろかきしてあるところと植えてあるところがありました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

贈与と書いてあって、こんな大きな面積を贈与ということで、売買じゃなくて贈与ですよ
ね。親戚か何かなんですかね。一応参考にしたいと思って質問しました。

○事務局（藤間みゆき君） 申請のほうは贈与ということで間違いなく提出はされているんで
すけれども、親戚かどうかなどはこちらで把握をしていないんですが。申し訳ないんですけ
れども。

○4番（松本 昇君） 分かりました。

（「次回までに把握を」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） 親戚ではない。

○4番（松本 昇君） 大丈夫だけど、面積が多いからあれと思った。はい、了解。すみませ
ん。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の元和豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい

て」の2件を議題といたします。

初めに、1番の加須地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図8ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、
の職員や周辺住民及び駅利用者用の駐車場を所有者が整備し、賃貸借するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、病院や駅の近接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

5月21日に、申請者、
さん宅を訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。

事務局から細かい説明があったわけでございますけれども、この場所につきましては、

ですか、が近くにあり、また貸し駐車場ということで何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

配置図で、上の道路幅が6メートルなんですけれども、現地は反対側が水路で、北方が水路で、その手前に道路が三、四メートルぐらいの道路かなと思ったので、幅員が6.00とありますけれども、たまにここを通るので、そんなにないと思ったので、一応参考に質問をしました。

以上です。

○事務局（藤間みゆき君） 水路と道路を足してこの配置図が道路幅員6メートルと書いて提出されているようですが、公図のほうですと、水路もありまして、水路と道路を合わせて6メートルということです。

○4番（松本 昇君） どっちに水路があるの。

○事務局（藤間みゆき君） 北側です。

○4番（松本 昇君） 北側が水路で。面している部分が道路で。

○事務局（藤間みゆき君） 面している部分が、はい、道路ということです。

○4番（松本 昇君） 水路はフェンスがあるから通れないので、ちゃんと水路は水路で線引いてやればね。でも道路幅員は、4メートルぐらいは一応あるかなと思いますので、不足分を後退すればいいんだからね。はい、了解しました。

○事務局（藤間みゆき君） ご指摘ありがとうございます。

○4番（松本 昇君） そこをたまに通るので、一応ここら辺結構いろんな耕作放棄等の関係で意外と通ったりしているので、あれっ、おかしい、道路幅員がこんなにならなかったのかと質問しました。

以上です。

○事務局（藤間みゆき君） ありがとうございます。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の加須地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図9ページ、10ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、申請地及び建物を賃借し、社会福祉事業を行っていましたが、所有権を取得した際、農地であることが分かり今回申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、始末書が添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

5月17日に、地区担当の小林推進委員さんと現地調査を行いました。代理人の さんと の統括責任者の さんに説明を受けました。平成20年に申請地及び建物を賃借し、生活サポート事業を開始いたしましたが、旧所有者が に贈与したいとの意向で、令和2年に時効により取得したものであるが、調査したところ農地であることが分かり、是正をするため申請するものとのことであります。

現地は、既に駐車場及び事業施設として利用されており、転用の目的として認めることと判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この件、これは平成20年ということなので、20年のときにはもう違反をしている状態であったということですかね。そういう解釈でよろしいんですか。そのまま知らないと放っておくかどうか分からないんだけど、そのまま今まで使っていたということですか。

○事務局（前島勝己君） 江川委員さんが言ったとおりでございます。20年度から地権者より借りてやっていたと。土地を購入した令和2年2月28日にそれが発覚したということで、一応報告がありまして、社会福祉施設ということで、今後も継続して続けたいというような意向もありまして、追認のほうをお願いしたいということで聞いております。ですので、書類のとおり判断すれば、一応そんな形になります。

○2番（江川芳夫君） 平成20年までは何だったんですか。

○事務局（前島勝己君） 地権者の住んでいた建物になります。だから、それ以前から使われていたという形です。

○14番（関口豊充君） 20年に取得したときに、所有権移転をする際に、農業委員会を通じていないと所有権移転ってできないよね。その辺がちょっと。

○事務局（前島勝己君） 20年に借りた。

（「理解できないんだ」と言う人あり）

○事務局（前島勝己君） 借りたわけなんですね。だからそれは正式かどうかちょっと分からない。借りて、使っていたわけですね。土地を購入したのが令和2年。

○会長（小倉和夫君） はい。じゃ暫時休憩とします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時23分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 休憩を解きます。



○会長（小倉和夫君） ほかに何かご意見ございませんか。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 今回上がっているのはこの3筆、
番と番と番で、4-2のこれは配置図を見ますと、左側にこの航空写真見ても車が止まっているようなところ、ここはどうなっているんですか。これ一体で利用しているようなんですけども、
、
、
、これはどう。これも農地なんですか。

○事務局（藤間みゆき君） この3筆のほうは雑種地ということで登記がなっております。

○2番（江川芳夫君） もそうかな。

（「地目は畑になっている」と言う人あり）

○事務局（藤間みゆき君） は水路になっております。

○2番（江川芳夫君） ちょっと待って、
は水路ってどういうことですか。今度は水路、
航空写真じゃ見えないじゃないですか。

○事務局（藤間みゆき君） 番は市の水路で、それを払下げで取得しております。

○2番（江川芳夫君） これ国有水路を何、払下げしたんだ。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

今回、払下げの話もあったみたいですが、農薬委員会としてもこの土地の在り方を考えると、農地として戻すというのはなかなか難しいというふうに考えますので、追認という形でやむを得ないというふうに私は理解しております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

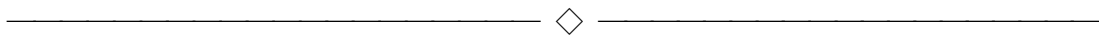
ほかにございませんか。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2 番、樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 3 件を議題といたします。

初めに、1 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 1 ページ及び土地利用計画図の 5－1 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 3 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（野口悦夫君） 1 番、野口です。

やはり 5 月 2 1 日に推進委員の野本さんと川島さん 3 人で現地を見、また譲渡人のさんを訪ね、説明を伺ってまいりました。

周辺につきましては、住宅街でもあり、また譲受人につきましても、自己住宅という形で何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 2 ページ及び土地利用計画図の 5－2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

5 月 2 0 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地ですけれども、この というところがそれなりに畑、新川用水の近くなので畑のため、それなりに適正に管理はされておりました。すぐ近くで譲渡人の さんが、自宅はすぐ隣なので農作業をしておりましたので、話を聞いたところ、この辺も大分建売住宅が建っておりますので、今回手放すことにしたということで、譲受人のこの さんというんですかね、この方は知らない人なんですけれども、今現在加須市内に住んでいるということで、業者経由でこちらに引っ越すということになるかと思うんですけれども、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 3 ページ及び土地利用計画図の 5－3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地 3 区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

同じく 5 月 20 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、これまた新川用水の近くで、一応地目は田んぼということになっていますけれども、見た目は畑のような形で、適正に管理はされておりました。

譲渡人がそれぞれ不動岡と三俣とさいたま市ということでしたので、これは自宅までいくのはちょっと大変だったものですから、代わりに代理人の 〇〇さんというところに電話をして、社長さんからお話を聞きました。3 分の 1 ずつということですから、相続で譲り受けた農地なんですけれども、今回業者のほうから建売住宅で譲ってほしいということで話がまとまったということでした。許可相当と判断してまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 4 ページ、1 5 ページ及び土地利用計画図の 5－4 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件つき売買予定地 1 8 区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

同じく 5 月 2 0 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、普通に適正に管理はされておりました。先ほどの 3 番のすぐ隣の畑になります。一番面積の多い さんのところへお伺いしたんですけれども、あいにく留守だったものですから、南小浜の さんのお宅にお伺いして、奥さんから話を聞きました。前々からこの辺を売ってほしいということで業者のほうから話があり、今回は 1 8 区画ということで、かなりの面積になるんですけれども、近隣の方と相談して、まとめて手放すことになったというふうな話でございました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく5月20日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、これは地元では農免道路と呼んでいるんですけども、それに面した土地になっておりまして、適正に管理がされておりました。

譲渡人の さんにお話を聞いたところ、この さんというのは自分の長女で、今東京のほうに住んでいるんですけども、こっちに、地元土地が幾つかありますから、引っ越してきたいということで、今回このような申請になったということでございました。

さんの自宅からもう本当に200メートルぐらいのすぐ近くの土地ですので、非常に行き来もしやすく、利便性もいいということで、本人はお話しておりましたが、問題なく許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） すみません、11番、柳田ですけども、確認をさせてください。

この土地の周りはどういう土地利用になっているのでしょうか。というのは、何でこんな形の宅地をこの場所に設けているのかがちょっと解せなかったものですから、周りはもう既に宅地になっていて、この形しか残っていないのでやむを得ないのか、ちょっと整形じゃない、

それを周りの土地の形が悪いから、何か理由があるのか、そこら辺を知りたいと思いまして、質問させていただきます。

○7番（佐久間尉匡君） まず、現地ですけれども、この辺、一面がこれほとんど さんの土地になっております。この後、近いうち、2か月後ぐらいに二女がおりますので、そちらの方もこのすぐそばに家を建てるというような話は聞いておりました。ただ、なぜこんなような形になっているのかというのは、それは何か意味があるんでしょうけれども、将来のことを考えて。まあまあその辺はちょっと詳しくは聞いておりませんが、一応そういうことです。

○11番（柳田 浩君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、既存で借りている資材置場の近接地に資材置場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の近接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

5月18日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた仲介人の、前回もあったんですけれども、仲介人の さん、不動産屋なんですけれども、から話を聞きま

した。現地のほうは、地目上畑ですけれども、きれいになっています。そして、譲渡人の
さんなんですけれども、前回にも話は上りましたけれども、その下ですね、親戚の、前回
議題に上がりましたけれども、現在神奈川の足柄のほうに住んでいますけれども、もう随分
前から拠点をごちやに置いているということです。そして、さんの屋敷は、申請地の
、その上の宅地ありますけれども、そこがさんの旧の宅地で、さんは今はもう神奈川のほうで拠点をもち、そして、その宅地が現在さん仲介の下、
譲受人のさんがそこで住んでもう作業をやっているという状況です。

ですから、その下で続いていますので、資材置場ということで利便性がいいということな
ことで、さんも随分前からもう神奈川のほうに住んでいますので、自分の土地は相続で
全部取得したそうなんですけれども、この辺、だからもう全部処分したいというようなこと
で、さんをお願いしているような状況なので、さんも南なので続いている
作業がしやすいということですので、許可相当と判断しました。ご審議のほど
お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図の5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添
付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、経済産業省の事業認定通知の写し
が添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

5月17日、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査を行い、申請人の さんに説明を受けました。 さんは、個人の経営で近県に数か所、太陽光発電施設を設置しており、この申請地に隣接したところにも設置してあります。隣接地であるこの土地にも発電施設を設置し、将来に備えたいとのことであります。

現地は、耕作放棄状態になっており、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図の5－9をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

23日、松本推進委員さんと私でお邪魔したところ、現地はきれいに更地にされておりましたけれども、これが親子でございますので、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくご

審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） やはり23日に現地を確認しに行って、代理人の方に来て説明を聞こうと思ったけれども、なかなか連絡が取れなくて、購入者の さん宅へ行ってお邪魔して、いろいろ話を聞かせていただいたところ、いろんな書類を見せてくれまして、何ら問題なく進んでいるのかなと感じましたので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、隣接地の事業所用に貸し駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、駐車場を使用する事業所の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

5月21日、推進委員の石川さんと現地にて申請者の さんとの立会いの下、お話を聞きました。

申請地は、親の土地ということで、そこに駐車場を計画ということなのですが、聞いた話では左上のほうに というふうに書いてありますが、実際ここは運送会社の事務所として、 はこれ店がもうないんですが、 さんの土地で、ここを駐車場として現在使っておる状態です。大型がほとんどで満車状態で、運送会社より駐車場を広げて整備していただきたいという依頼があり、申請地に計画をしたものです。

21日に見たときは、先ほど差し替えのこの位置図の5-12、これ事務局より説明があったとおりなのですが、縦に見て上のほうの三角、市道1625線のところの三角、ここが現地確認後に隣地の人から借りられることが決まりましたので、その旨事務局に連絡があり、今回の申請になりました。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、一戸建ての貸家住宅7棟を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、北川辺地域は3,000平方メートル未満の開発行為は許可不要ですが、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果と補足説明をさせていただきます。

5月21日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、現地を確認しました。現在、去年までは陸田として稲を栽培していたようですけれども、ここにはパイプラインがなくて、道を挟んだ隣の井戸小屋から水を今までもらっていたというような現状で、さんにつきましては、高齢のためにだんだん農地を減らしたいという意見でございました。また、さんにつきましても、この開発計画を話したところ、私のところもぜひお願いしたいということで、今回の申請になったそうでございます。

なお、譲受人のさんの話ですと、隣にも自分でも宅地を持っていまして、将来的に今のうちであれば貸家住宅を建てても何とかなるだろうということで申請をしたというお話でございました。現地は周りに住宅ができておりまして、水田として維持するのにはちょっときついなという感じも受けました。現地はきれいに管理はされていたんですけれども、やむを得ないかなということでございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせをお願いいたします。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図25ページ、26ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、使用貸借により土地を借り受け、家屋の解体のため進入路を確保するもので、必要書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

5月20日に坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。

受人の代理人であります さんに現地で立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。1戸の、もう人の住んでいないような家屋、これを解体するという請負をした中で、進入路の確保ができず、やむを得ずこの農地に鉄板を敷いて入る、このような計画をせざるを得なかったということでございます。一時転用という形の中で、また地権者の合意もということでございますので、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 27 ページ及び土地利用計画図の 5-15 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存の中古車両置場を敷地拡張するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この件につきましても、5月20日に坂田推進委員と2人で現地の調査を行いました。

現地におきまして、受人の代理人であります に立ち会っていただいて、お話を伺いました。

この案件につきましては、土地利用計画図にありますように、昨年の12月に、11月、12月ちょっとはつきり分かりません、ごめんなさい、すみません、に案件があった転用があった駐車場、この敷地の造成が終わった中で、現在の中古の車両、大型車両の需要が多くて手狭であるということで、そのすぐ隣地に拡大したいという内容でございまして、周りの状況等を見まして、土地利用も、特に土地利用するのも難しい状況でございまして、敷地拡張ということでやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけさせてください。この の敷地拡張ということですが、出入口へ、この配置図から見ると、出入口は13メートル程度確保、これはどういう意味ですか。どこに道路があるんですか。

○事務局（藤間みゆき君） 土地利用計画図の南側の一番下のほうの 、 から入るという申請です。

○2番（江川芳夫君） いや、この申請地のこの配置図からいうと、道路に接道していないじゃないですか。隙間が空いている。

○11番（柳田 浩君） 現状は、 、 これ だったかな、それから
、こちらはもう雑種地になっている状態でした。実際に過去からそういう状況
で、ここから出入りはできるような状態になっております。

○2番（江川芳夫君） もう一度確認します。 何ですか、これ。 何
ですか。

○事務局（前島勝己君） 現状はこの南側から入れるような形。

○2番（江川芳夫君） 南といっても分からない、これどっちが南なんだか。

○事務局（前島勝己君） 下。右上にほら、北って書いてありますので、その下が南になる。
南の 。

○2番（江川芳夫君） ……

○事務局（前島勝己君） はい。ここはもう砂利引きになっているんで、そこから出入り。

○2番（江川芳夫君） というのは何ですか、地目は。

○事務局（前島勝己君） 地目は、すみません、分からないんですけれども、現況は砂利引き
等で。

○2番（江川芳夫君） じゃ 何ですか。地目。

○事務局（前島勝己君） すみません、ちょっと地目はまだ、すみません、把握していなかつ
た。

○2番（江川芳夫君） 今の申請地の 是公道に接していないじゃないですか、公道に。

○11番（柳田 浩君） 自体は接道していないけど、前回の開発の という
大きいほうが許可になって、実利用されていると。中で、そちらの土地から今回の施設拡張
のうちに出入りする。

○2番（江川芳夫君） だから というのは上のほうでしょう、下のほう。

○11番（柳田 浩君） すみません、地番が。

○2番（江川芳夫君） 一体利用地 と書いてありますよね。5のうちのこの配置で
いうと、出入口は13メートルと書いてある。これはじゃ何で13メートルと書いてあるん
ですか。

○事務局（前島勝己君） ちょっと市役所へ戻ってその文書を確認してきます。出入口は、こ
の南側の というふうにちょっと図面ではなっていますので、ここをちょっと確認
を今してきますので。

○11番（柳田 浩君） 前回許可したところだよ、許可したところの入り口は。

○2番（江川芳夫君） 今回の申請地、関係ないんかい、入り口は。前回のところを使うからという意味。

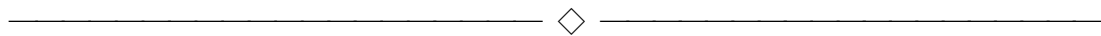
○11番（柳田 浩君） 前回の許可のときにその土地が地目は何かの確認が出ていなかった。

○2番（江川芳夫君） そうだよな。

○11番（柳田 浩君） 現況は道路だったり、道路ぽくだったけれども、農地以外になっていたんだけども。

○事務局（前島勝己君） それもちよっと今調べてきちゃいますので。すぐに調べられるでしょう。

○会長（小倉和夫君） じゃ、結局、事務所のほうで確認取れ次第、もう一回進めたいと思います。保留ということで、次にいきたいと思います。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご査収ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございまして、新規分合計7筆、面積5,344平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第５号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積設定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第6号をご参照ください。

農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積設定についてでございますが、本議案は、農地法第3条の定めに基づく農地所有権を取得する際に、取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積が、農地法3条第2項第5号に定めている50アール（5,000平方メートル）とは別に、加須市農業委員会が面積設定を行うか否かをご審議いただくものです。

なお、審議の結果はホームページ等において公表いたします。

事務局の案といたしましては、議案書のとおり別段面積の設定はなく、法の定める面積50アールとしました。理由といたしましては、加須市内の農家全体の55%が50アール以上農地を耕作しており、その農家が経営規模を拡大する目的が多数であることから、別段の下限面積の設定は必要ないものとしてしました。なお、令和3年度につきましても、別段の面積の設定はなしといたしました。

それでは、ご審議をお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この下限の問題につきましては、前年、前回は審議になったと思うんですが、最近、農家住宅そのものを売買して、それに付随する農地、例えば1反、10アールとか、それも一緒に買うという案件が今までもあったと思うんですね。その案件については、特例で認めましょうというようなことで、私が記憶では、2件か3件あったと思うんですよ。そんな関係で、全国的にその50アールの下限を撤廃するところ、撤廃といふかなくすところ、あるいは10に持っていくところとか、あるように聞いております。全国的にはですね。

ですから、今後はそういうふうに農家住宅を買うのは買える。ただ、それに付随する農地、要するにその住宅を通らないと入っていけない農地とか、その所有権移転ができない、実際はね、50アールないから、ということなんだけれども、その辺を今後どう扱うのか、お

聞かせください。

○事務局（駒宮敏之君） 今、江川さんのほうからご意見いただいたことに関することをちょっと申し上げますと、来年の4月1日に基盤整備法が改正されるというふうに今国のほうで議論されているようです。その中で、この下限を全国的に撤廃しようという議論があるそうです。ただ、この方向がどうなるのか、まだ分かりませんが、今、そういう流れ、流れというかそういう議論はあるようです。ただ、今年いっぱいというか、その結論、法改正がされるまでは、一応加須市としてはそういった江川さんのおっしゃっていた実態はあるにしても、いずれにせよ加須市としては50アールということで決めさせていただきたいなというふうに考えております。

○2番（江川芳夫君） そうしますと、今後出てくるそのような宅地に付随する農地については、50アール未満になってもいろいろ特例で認めちゃうということですか。

○事務局（駒宮敏之君） 前回までそういった案件があったのは、すみません、ちょっと私も承知していなかったんですけれども。

○会長（小倉和夫君） 農家条件のあれというのは、
、
さんというんですけれども、
が言うのには、これは困った問題だと。ゆゆしき問題で、面積をいいかげんにしちゃって、農家条件、それを曖昧にするのはかえってよくないんじゃないかなという、国との調整をもう少し図るべきではないかという意見を会長は持っていました。私のほうとしても、それに付随するとか、例えば50アールを超えて持っていない農家さんが基本的に例えば借りてその50アールの条件を満たすという手法とか、そういったのを取ったときに、まあやむを得ないんじゃないかなという意見がある。

○2番（江川芳夫君） 一番問題なのは、宅地の脇につける農地を買うときに、一般の人がだよ、農家じゃない人が。その農地が、いわゆる所有権移転できないじゃないですか。宅地は買えるけれども、農地だから。それをできるようにしなさいと。

○11番（柳田 浩君） その農地は、反対側の農地の人たちに買ってもらうとか。

○事務局（前島勝己君） 今までは、すごく土地を分断してちっちゃくなっちゃっても、じゃこれはどうしようもないから、こっちへつけちゃおうなんて、宅地にしちゃっていたと思うんです。耕作できるくらいな面積が残れば、前の人がそのまま、それは切って耕作するような形が主だったと思います。

○11番（柳田 浩君） 宅地に転用して広く認めると、そういうことだったら。

○事務局（前島勝己君） そうそう。しょうがない面積にして。

○2番（江川芳夫君） いや、私が言っているのは、例えば150坪の宅地で農家住宅があって、これが誰もいなくなっちゃって、一般の社会人が買ったと。その隣に1反の農地がついていたと。この農地は、農地だから所有権移転できない、原則的にはね。耕作もできない。それは認めたほうがいいんじゃないかというのが私の意見は意見なんです。だから、下限をこういうものは特例だなんて撤廃できないのかどうか。さっき言った、部長が言うように、撤廃するかもしれん、国がね。となると、その面積要件はなくなっちゃうということなので、第三者が買っても農地も取得できちゃうと、一緒に。宅地付きの農地、できちゃうと。所有権移転できちゃうということもあり得ると思うんですね。

50アールの規制をかけておくと、ずっと所有権移転というのはできない、宅地は買えてもというのが残る。というのが現実的に発生してくるんじゃないか。いわゆる農家住宅がいなくなって、売買するうちも何件かあったと思うんですね。農家住宅の売買というのはね。ただ、農地がついているのかどうかは別としてもね。

○11番（柳田 浩君） 政策的に移住という形で、農地付きの移住というのは、制度をつくれれば可能性はあるんでしょうけれどもね。

○8番（松村文夫君） 今の江川さんの意見なんですけれども、これ、自分でいつも考えていることの一つなんです。というのは、自宅があつて、圃場整備をして道路・水路は整備された。それに宅地についている間は畑で、うちしか利用できない。うちも先がないですから、どうなっていくのかなと、いつもそれが頭の隅にありまして、できればそういう宅地についた農地は取得できるような方向が出ればいいなと私は思っています。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 最近、週末に住所を移さなくても別荘的な農地付き住宅を借りて、そこで週末は農作業するという一種の試行的な農業の在り方というのみなきにしもあらずなんだよね。

○2番（江川芳夫君） だから、今、松村さんおっしゃるとおり、宅地についての自分のところに1反ぐらいの農地は、その宅地を買った人に所有権移転できるような制度があってもいいんじゃないかと。がんじがらめに50アールだから駄目だというふうであると、宅地も誰もいない農家住宅、もう売れなくなっちゃう。もう山村、さっき言った別荘じゃないけど、借りて、農地もつくりたいという人はいると思うんですね。そういう人のためにも、やっぱり所有権移転ができる。その農地も宅地に併せてできるような制度があってもいいんじゃないかなと。

○会長（小倉和夫君） 国のほうが半農半Xということで、別に専業の農家じゃなくても農地を利用する、何というかな、専業の農家じゃない人にも農地は与えてもいいんじゃないかなという意見も出てきているとは思うんだよね。ただ、農業委員会の厳密に農家というのはどうなんだというのを基準にして、転用だとかそういった案件を取り扱うときに支障が出るかなという部分があって、国のほうとすれば、もうちょっと柔らかく、撤廃しても、別に農家を守らないとかそういうことじゃないんですよという意見がどこかに含まれているような気がするんだけどね。

○2番（江川芳夫君） まあ農家を始めようとするということであれば、やっぱり50アールというのは最低限の面積だと思うんですよ、これはね。ただ、30アールで始めてみた、それは便宜上言っているだけで、本当は50からになっちゃうんだ、と思っていますので、国も設けているんで、来年度どうなるか分かりませんが、全国的には10アールに落としていたりというのはあるようですけれどもね、その下限は。

○11番（柳田 浩君） 水田だから50であって、水田でなければ50要らないよね。

○2番（江川芳夫君） 畑なんか要らないですね、50はね。50なんてすごいからね。畑です。了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積設定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の7ページからご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相

続による届出について17件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、12ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、13ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について14件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、14ページをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第5号は、本日お配りさせていただきました資料になりますが、そちらをご参照ください。お手元にない方はいらっしゃいませんか。

報告第5号「農地法第52条に基づく農地の貸借情報の提供について」でございます。この一覧表は、令和3年度に設定された10アール当たりの賃貸借の実績でございます。地域ごとに最高額、最低額と極端な額及び物納を除いた平均額（100円未満四捨五入）を掲載しております。

また、それぞれに算出に用いた筆数と、使用貸借の筆数を掲載しております。

それぞれ下段の括弧書きの数字は前年度、令和2年度のものでございます。

こちらの情報は、広報紙やホームページで公表する予定でございます。

なお、この一覧表は、農地中間管理事業に係るものは除いておりますので、参考資料として中間管理事業推進地区における賃借料一覧及び加須市農地中間管理事業推進地区位置図を本日お配りいたしましたので、併せてご参照ください。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） ご苦労さまでした。

（「一時中断して、その他をやらせてもらいたい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 分かりました。では……

○14番（関口豊充君） すみません、ちょっと報告5号の件でお伺いしたいんですけどいいですか。

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

これ、私、昨年も確認をしたと思うんですが、できれば報告5号の賃貸借の金額です。この取扱いについて、例えばこの裏側にある参考資料と同じように、水利費をこの中に含むのか含まないのか、それか固定資産を含むのか含まないのかというのを、例えば北川辺さんと大利根さんの場合は純然たる小作料で、水利費とかポンプアップの料金とか固定資産は別に払っているとかという話も前回伺っているんですよね。そうであれば、ここの表記の仕方として、例えば北川辺・大利根地域については別途水利費、固定資産を支払っているといったような形を取ってもらえれば、広報紙なんかで流したとしても比較ができるんですよね。

単純にこれだけ見ると、あれ、ばかに騎西は高いなという話にもなっちゃうし、それ前回は、昨年だったかな、質問させていただきましたけれども、そういう形でこの2枚目の中間管理事業推進地区における賃借料の一覧と同じように水利費の支払者、地権者あるいは耕作者というふうに入っていますが、これと同じような形で注意書きのところでも表記してもいいですし、何かそれが分かるようにしていただければと思います。

以上です。

○事務局（前島勝己君） 中間管理については、もう大体その地区ごとに決まっていますから、こういうふうに表示できるんですけども、こちらの52条に基づくほうは、ただ契約によっていろいろケースがあると思うので、うまく表記できるか分からないんですけども、ちょっと研究してみます。どういうふうにちょっと表記できるか。

○14番（関口豊充君） 広報紙で周知するということになりますと、単純に数字だけが動いちゃうんですね。ですから、この中に果たして純然たる小作料なのか、水利費も含むのかどうなのかというのが。

○事務局（前島勝己君） 固定資産というのはほぼほぼ地権者が払っているんですけども、ちょっとそこも含めて。

○14番（関口豊充君） できればそういった形が分かるような形でできれば、一番ありがたいんですが、よろしくお願いします。

○2番（江川芳夫君） じゃ、もう一度すみません、ついでに同じ質問、2番、江川ですが、例えば北川辺の場合8,000円、最高がね。プラス、これは水利が別ですね。

○会長（小倉和夫君） 土地改良の区画費もね。

○2番（江川芳夫君） 土地改良の何ていうかな、パイプライン。

○会長（小倉和夫君） 水利費というんじゃなくて、賦課金。これは一種の税金だからね。

○2番（江川芳夫君） だから8,000円プラス金があるということ、まだあるということ

ですよね。

○会長（小倉和夫君）　そうです。9, 000円ぐらい。

○事務局（前島勝己君）　9, 000円ぐらいですよね、水利費が、北川辺。

○会長（小倉和夫君）　賦課金9, 000円。

○2番（江川芳夫君）　8, 000円だと9, 000円。

○会長（小倉和夫君）　プラス9, 000円。

○2番（江川芳夫君）　そうすると1万7, 000円ということになる。1反当たりね。騎西なんかはそういうのがないから、例えば最高1万円でも、これは一切、関口委員が言うように、一切込めて1万円。これは水利費があろうが、固定資産があろうが、小作料として、いわゆる昔の小作料の考え方かな、で1万円。

○会長（小倉和夫君）　かえってそのほうが安いんだよね。

○11番（柳田　浩君）　加須地域は、加須市の改良区の負担金は地権者が持つのか、耕作者が持つのか、それが地域によって……

○2番（江川芳夫君）　違うんだよね。

○会長（小倉和夫君）　違うんですよね。

○2番（江川芳夫君）　騎西の場合は6, 000円、中間管理機構もそうなんだけれども、6, 000円。それを固定資産税も所有権者が払う。要するに、作っている人は6, 000円払うだけ。

○11番（柳田　浩君）　だから、加須市全体がそういうふうなほうに一本化できればで、いいんだけどね。

○2番（江川芳夫君）　そうなんですよね。

○会長（小倉和夫君）　全然一本化できないよね。

○14番（関口豊充君）　広報紙に出すという話になると、そういった形を取ってもらえれば。

○11番（柳田　浩君）　払わすのも難しいよね。

○2番（江川芳夫君）　だから、来たばかりで8, 000円、あれ高いなというのも言えるよ。プラス9, 000円だともっと高いよという話。そういうことだよ。

○会長（小倉和夫君）　その賦課金の在り方というのは、もう全然みんなまちまちなんだよね。例えば、理事になっていたときに、土地改良の、　　のほう見に行ったんですよ。そうしたら、　　は賦課金が300円。1反歩で300円。この間、加須市の農業委員会に　　からやっぱり聞きに来たんですよ。そのときに　　は3万円って、賦課金が。1反で。地域

によって全然たまげるような差があるんだよね。10倍ぐらい開きがあつて。10倍じゃないか。100倍になっちゃうけれども。だから、ちょっと一概に表せない。前は農業委員会で、何ていうかな、標準小作料というのを決めていたことがあったんだよね。それがやっぱりいろいろ問題があつて、十何年前に農業委員会は標準小作料については関わらないということが明記されちゃったんで、それ以来は標準小作料という言葉もなくなっちゃった。

○2番（江川芳夫君） そう、昔は標準小作料、会長言うように農業委員会で定めて公表していた。それには、水利費、それから固定資産税、一切込みであれ払っていたわけですよ。だから、小作料払えば持っている所有者が水利もみんな払った。そのために、農業委員会は試算をして公表したんですよ。そういう時代があった。

○11番（柳田 浩君） 旧村単位だったから、小さかったからできたんだね。

○2番（江川芳夫君） そうでしたね。

○11番（柳田 浩君） 合併しちゃったから表せなくなった。

○2番（江川芳夫君） もう20年ぐらい前かな。

○会長（小倉和夫君） 国のほうもやっぱり農業委員会が訴えられたんだよね、やっぱり。小作料を勝手に農業委員会が決めるのはおかしいから、相対で決めるべきだというのが判例で出ちゃって、じゃもう農業委員会は標準小作料には関わらない。

○2番（江川芳夫君） 20年ぐらいたつかな、やめて。20年ぐらい。

○会長（小倉和夫君） 20年はたっていないべ。22、3年、平成。

○2番（江川芳夫君） 平成、その頃だよ。

○会長（小倉和夫君） その頃だよ。我々もちょっと小作料が高いので、安くしようというのでちょうど画策していたんだけど、やっぱり農業委員会が間に入っちゃまずいというので。

○2番（江川芳夫君） 北川辺は8,200円だったのにさっき言ったみたいにプラス9,000円だから、1万7,000円になるんだもんね。

○会長（小倉和夫君） でも、大利根と100円しか変わらないんだけどな。

ちょっと案件がまだやらないというかあれなので、その質問は検討するということで。

○事務局（前島勝己君） じゃ、一時中断させていただいて、その他のほうでいかせてもらいます。じゃ、新井さん。

○事務局（新井昌典君） 事務局の新井です。

私のほうから、活動記録簿、先月、皆様のほうに発送したのなんですよけれども、こちら

の書き方について、動画がございますので、この後、動画を15分程度見ていただいて、記載のほうをお願いできればと思います。

本日、資料としまして、この活動記録簿の中にあります活動記録簿の個票ですね。これの記入の仕方と、それと個票を整理して、この一覧表に書いてもらうんですけれども、3か月に一度提出をお願いしているものなんですけれども、この辺の記入のほうについて、ちょっと今日は説明させていただきますので、よろしくお願いします。

では、初めにちょっと動画のほうをご覧くださいと思います。

(動画視聴)

○事務局(新井昌典君) 活動記録簿の記入の仕方なんですが、皆さんにお配りしたこの活動記録セット、この中に、先ほど説明した資料がございます。そちらに記入してもらうんですけれども、昨年と違しまして、今年度は農地利用の最適化活動の推進ということで、3点ございまして、1つ目が農地利用の集積、集約、2つ目が遊休農地の解消、3つ目が新規参入、この3点を中心にこの活動記録簿のほうを記入する感じになっていますので、今後、この中に目標とかもあります、そちらのほうも事務局で地域ごとの活動の目標の案を示した上で、皆さんのほうで取り組んでもらえればと思っています。

3か月に一度、A3の表を3か月ごとに出してもらおうと思うんですけれども、これについても、併せて個票のほうも一緒に出していただければなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局(藤間みゆき君) 続きまして、本日お配りいたしました、右上に別紙様式1と書いてございます令和4年度最適化活動の目標の設定等ということで、そちらにつきまして、少しご説明させていただきたいと存じます。

毎年、最適化活動ということで、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進につきまして、年度当初に目標及びその達成に向けた活動計画ということで作成しておりましたけれども、国の方針で令和4年度から様式が変更となりまして、この別紙様式1のとおりとなりました。特に1枚目をめくっていただいて、大きい2の最適化活動の目標ということで、先ほど新井のほうからも後で担当区域ごとに目標を設定していただきますというお話が少しありましたけれども、市全体の農業委員会としての目標ということで、今回案のほうを考えましたので、そのご説明をしたいと思います。

別紙様式1と右上に書いてあるものの1枚目からご説明いたします。

農業委員会の状況ということで、農業委員会の現在の体制ということで、定数、委嘱の、任命の年月日など書いてございます。

2番は、農家・農地等の概要ということで、こちらは農林業センサスの2020、令和2年度のもので、公表されている数字が入ってございます。

一番右の認定農業者の数などは、農業振興課で調べてもらった数字で、経営体数が入ってございます。

一番下の耕地面積については、令和3年の耕地及び作付面積統計というもので耕地面積が入ってございます。

1枚めくっていただいて、先ほど少しお話ししました大きい2番の最適化活動の目標でございます。

1番の最適化活動の成果目標でございますけれども、(1)農地の集積ということで、まず現状及び課題ですが、現状として、この管内の農地面積6,450ヘクタール、こちらは先ほどの耕地及び作付面積統計の耕地面積になってございます。

次のこれまでの集積面積は2,991.21ヘクタールとなっておりますけれども、こちらは利用権設定、中間管理事業による担い手への集積ということで、令和3年度末の累計の数字になってございます。

集積率につきましては、これを割り返しまして46.38%、これが令和3年度末の状況でございます。

課題といたしましては、農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散、相続による権利の細分化等が農地の確保、有効利用を図る上での課題となっているということでございます。

②の目標というところが今回新しいところでございますけれども、最初の農地の集積の目標年度を令和6年度としておりまして、その右隣の集積率が67.05%と入ってございますけれども、こちらにつきましては国の目標としては80%ということなんですけれども、市で目標が設定されている場合はその目標でよいということでしたので、平成29年に策定いたしました加須市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針というものが令和6年度末を目標年度といたしまして、集積率が67.05%ということで策定してございましたので、その指針に基づいてこちら目標とさせていただきました。

そういたしますと、その6年度までに集積率を67.05%まで持っていくためには、あと3年度ですから、1年度当たりを計算いたしまして今年度末、令和4年度末の集積率はど

のぐらいかということで計算したのがその表の右下の53.27%、令和4年度は53.27%まで上げていくという目標になります。

そうしますと、この表でいきますとその一番左の下の今年度末の集積面積累計というのは3,409.28ヘクタール、そうしますと、先ほど①の現状のところでは令和3年度末までの集積面積は2,991.21ヘクタールということでしたから、それを引きまして今年度の新規集積面積は418.07ヘクタールということで、目標を算出させていただきました。説明の後に皆様ご質問とかご意見とかいただければと思っておりますので、説明を続けさせていただきますと思います。

(2) 番の遊休農地の解消についてでございますけれども、こちらは①現状及び課題ということで、令和3年度の1号遊休農地面積が92.73ヘクタールでございました。うち、緑区分の遊休農地面積ということで67.14ヘクタール。緑区分といいますのは、草刈り等で直ちに耕作可能な農地のことでございます。うち、黄区分の遊休農地面積25.59ヘクタールということで、黄区分といいますのは草刈り等で直ちに耕作できず、基盤整備等の条件整備が必要な農地でございます。

課題といたしましては、農業従事者の高齢化、後継者不足によるもの、また相続等による不在地主の影響等で作付されない農地が遊休化している、このような農地を可能な限り再生し、受け手農家につなぎ、営農再開を図ることが必要であるとしております。

②番の目標についてでございますが、まず既存遊休農地の解消ということで、緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度の遊休農地面積が67.14ヘクタールでしたので、こちらについては国の通知によりまして5分の1ずつ、5年間で解消していくということで、まず5分の1の面積として13.42ヘクタールを令和4年度中に解消しようという目標になってございます。

Bの黄区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度の黄区分の有休農地は25.59ヘクタールでございましたが、こちらにつきましては、やはり国の指針でございますけれども、目標といたしましては、黄区分の解消に向けての工程表を作成する、または工程表作成に向けて市などと協議するということを目指するというふうになってございましたので、そちらに書いてございますように、加須市としましては県、市、機構、JA等の関係機関による地域推進会議を通じて有休農地の解消、活用に向けた農地の条件整備を推進するという目標にさせていただきました。

続きまして、イの新規発生有休農地の解消についてでございますけれども、令和3年度に

発生した緑区分の遊休農地の面積が8.32ヘクタールでございまして、令和4年度の目標といたしましては、この全ての面積を解消するというのが国からのやはり指針でございまして、同じように8.32ヘクタールを、令和3年度に新規発生したものは全て令和4年度に解消するというのが目標となっております。

続きまして、(3)番の新規参入の促進についてでございますけれども、まず現状といたしましては、令和元年度新規参入者が6経営体28.2ヘクタール、令和2年度は3経営体4.5ヘクタール、令和3年度の新規参入者は3経営体の6.3ヘクタールということとなっております。

課題といたしましては、市の事業として新規就農者や定年帰農者等、加須市において農業を志す方を対象に、農業の基礎知識と農作業の基本技術習得のために、農業担い手塾を開講する。さらに、関係機関との情報共有を図り、新規希望者への補助制度や農地に関する情報を積極的に提供していくということが課題としてあると思われま。

そうしまして、②番の目標になりますけれども、この目標につきましては、権利移動面積、農地法第3条第1項に基づく許可と利用権の設定、中間管理事業による賃借権の設定を行った面積の、こちらの表にもありますけれども、28年度から30年度の平均、592.15ヘクタールなんですけれども、そのうちの1割を新規参入者への貸付け等について所有者の同意を得るという目標にするようにという、指針ですので、そのとおりに59.22ヘクタール、これを新規参入の同意を得る面積ということで目標とさせていただきます。

次の2番の最適化活動の活動目標でございますけれども、推進委員さん、農業委員さんが最適化活動を行う日数の目標ですけれども、こちら、1人当たりの活動日数、一月3日となっているんですけれども、令和元年度の実績からということで書きました。令和2年と3年度は、コロナの関係で推進委員さんも総会に出席できないとか、いろいろ活動ができないこともあって少なかったもので、令和元年度の実績を見ました。ただ、今回、先ほど動画のほうでも説明があったかと思いますが、令和4年度からは、総会の出席というのは活動日数には含まれないということになってしまいましたので、この3日という数字が妥当かどうかというところはあるんですけれども、国の通知ですとおおむね10日としてくださいということなんですよね。先ほど、活動記録簿でどういことが活動に含まれるという説明もありましたけれども、それを月どのぐらいできるのかということで、皆さんのご意見もいただければと思います。

続きまして、(2)番の活動強化月間の設定目標でございますけれども、活動強化月間と

いうものを設けてくださいということで、国の指針ですと三月以上ということでしたので、その下の表に書いてみたんですけども、取組時期といたしまして、6月、10月、11月、この3回、農地の集積としましては6月に農地中間管理事業推進地区において地域の話し合いに参加していただく。10月につきましては、新しい試みですけども、新規参入の促進といたしまして、市民まつりというのを加須市内で10月にやるんですけども、そこで新規参入の相談ブースなどを設置して、年金の加入促進も同時に実施するというようなことを考えてみました。

あと、11月に有休農地の解消ということで、収穫後における離農者情報の把握をして、遊休化の未然防止をする。その3点をこちらの事務局の案として活動強化月間の内容としてみました。

次の（3）番の新規参入相談会への参加目標でございますけれども、こちらにつきましては、新規参入相談会というのを先ほど申し上げました市民まつりで年1回ということで最初ですのでよろしいかと思います。

開催時期につきましては、令和4年10月、市民まつりに合わせてということで、参加者数2名というのは農業委員さん、推進委員さんの中から、もちろん事務局も出席しますので、ご協力いただけるとありがたいと思います。

内容といたしましては、新規就農に向けた支援策及び現役農業者による就農アドバイスということで考えております。

以上、簡単に説明させていただいたんですけども、大分様式も変わりまして、令和4年度から新しく目標をこのように設定するということですので、今年度これでやってみて、また令和5年度につきましては、実績によっても修正するということも考えられると思うんですけども、このように案を作成しましたので、皆様のご質問やご意見などをいただければと思います。

すぐにはなかなかご意見とかもないかもしれませんが、また6月の総会のときに、点検評価のご説明もいたしますので、そのときに併せてこちらの目標のこともご意見いただくのもよろしいかと思うんですけども。つたない説明で申し訳ございませんが、以上でございます。もちろん、今もし何かございましたら、この目標の設定についてご質問等いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、また6月の総会もしくは随時でも構いませんので、ご質問などいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（前島勝己君） 会長、すみません、先ほどの5条の15のほうの地目が分かりましたので、ご説明させていただければと思いますけれども。

○会長（小倉和夫） はい。

○事務局（前島勝己君） 先ほどの5条の15の駐車場敷地の地目等が確認できたので、ご説明させていただきます。

まず、5-15の位置図とそれから計画図をちょっとご覧になっていただくと分かりやすいと思うんですけども、一応もう一回整理しますね。5-15でちょっと分かりにくいんですけども、5-15の土地利用計画図を見ていただくと、こう真ん中に大きい区画があって、車を止める1とか2とかを数字が入っていて、1からずっと行って18、19までの区画にこう、外側にこう、点線みたいな、実線になっちゃうかもしれないですけども、が入っています。これは、去年の11月に許可した案件ですね。

今回の申請が、その右側にあります20番から25の区画が大体入っているこの実線の区画になります。

一応地目を確認しましたところ、 は、これは市道ですね。道になっております。それから、その隣の は、これはやっぱり市の水路敷ということになっています。

も、これは市の道ということで、ただ、現況はこれ砂利で、水路もちょっとない状態です。ですので、前回許可した大体 から入る形です。道路、水路敷になっていますので、こちらの土地についても一応接道されているということで、そんな形の確認ができましたので、それでちょっとご審議等をお願いできればと思います。

今回は、ですので、その左側、ちょっと拡張ということで出てきましたので、前の許可を取ったところから出入りするということです。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。何か は水路という話なんだけれども、現状はそうではないということなんですね。

○事務局（前島勝己君） そうです。

○2番（江川芳夫君） じゃ道路として使っていると。前回の11月のときに質問すればよかったんでしょうけれども、若干今回が接道していなかったものですからね。了解です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

以上で、質問はございませんか。

松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

先ほど、 が水路と言ったんですけれども、こういう場合は水路占用というのは必要ないんですかね。現況はなくても公図上に水路があっちゃ水路占用で。

○一応そうです。

○事務局（大熊健太郎君） すみません、先ほど冒頭で農政建設課のほうに確認しまして、実際は というのは地番振ってありますけれども、もともと国有の水路であったと。実際、大利根町のときから、ここの 、 、 として、左のほうへ行きまして 、 と、こちらは実際は道路として使っているという状況があるんですね。ですから、水路じゃなくて、実際道路に接しているという形になるのかなということで、確認が取れました。

○事務局（前島勝己君） 通常は必要なんですけれども。

○11番（柳田 浩君） 現実には地番のない水路、赤道、青道なので、便宜上は公図上に番号振っているだけで、台帳はないんですよ。登記簿台帳というのはない。赤道、青道なんで。これは公図上の便宜上の数字。地番のない道水路は。

○2番（江川芳夫君） 地番がない。

○4番（松本 昇君） そういう場合は番号つけるんですか。

○11番（柳田 浩君） いや、だから公図に番号が書いてあるんです。でも台帳はない。

○4番（松本 昇君） 公図に書いてあって。

○11番（柳田 浩君） 公図は便宜上。台帳はない。農地とか個人の土地とかはちゃんとありますよ。ただ、国有水路、国有道路。青道、赤道というやつですよ。

○2番（江川芳夫君） 赤道も地番入ってないんですか。

○11番（柳田 浩君） あれは地番が便宜上書いてあるけれども、地番じゃないんです。

○14番（関口豊充君） 大概地番が振ってあれば、登記簿上表記されて現地確認不能とかという表記で登記簿等起こされているんで、地番があるということは。

（発言する人あり）

○14番（関口豊充君） 赤道は入っていない。赤道、青は……

（発言する人あり）

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

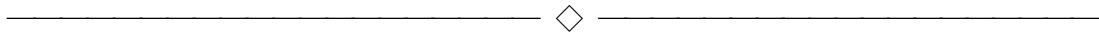
(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

以上で、本日上程されました議案につきましては、全て終了といたします。

これにて議長の任を降り、進行を司会へ戻します。

○局長（駒宮敏之君） 議事進行、お疲れさまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、最後になりますけれども、職務代理、閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 委員の皆様方には、長時間にわたりまして慎重なるご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第5回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時27分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年5月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 早 川 初 男